

事務事業評価シート

(平成 26 年度実施事業)

事務事業名	自動車改造等助成事業（地域生活支援事業）			事業コード	0390
所属コード	062100	課等名	障がい福祉課	係名	自立支援係
課長名	晴 山 陽 夫	担当者名	高橋 恵	内線番号	2517
評価分類	☒ 一般 ☐ 公の施設 ☐ 大規模公共事業 ☐ 補助金 ☐ 内部管理				

1 事務事業の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要（旧総合計画体系における位置づけ）

総合計画 体系（旧）	施策の柱	いきいきとして安心できる暮らし	コード	1
	施策	共に歩む障がい者福祉の実現	コード	3
	基本事業	障がい者福祉サービスの充実	コード	2
予算費目名 (H26)	一般会計 3 款 1 項 2 目 地域生活支援事業（004-03）			
特記事項 (H26)	総合計画主要事業			
事業期間	☐ 単年度 ☒ 単年度繰返 ☐ 期間限定複数年度		開始年度	昭和 58 年度
根拠法令等 (H26)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律			

(2) 事務事業の概要

障がい者のための自乗車両・介護車両の改造又は障がい者の自動車運転免許取得に対して助成を行うことにより、障がい者の社会参加を促進するとともに、障がい者及び介護者の負担軽減を図る。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

岩手県が重度障がい者の社会復帰促進を図るため、自動車改造助成事業を行う場合に要する経費について昭和 58 年に補助金要綱を設けたことを受けて実施。現在は、地域生活支援事業のうち障害者社会参加促進事業の自動車改造費補助として実施。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

車いすを使用している障がい者は増えており、介護車両の需要は増えている。また、自動車改造費用は高額なので、補助額を高くして欲しいと要望あり。

2 事務事業の実施状況（Do）・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 対象（誰が、何が対象か）

身体障害者手帳の交付を受けており、就労等社会活動への参加のため、自ら所有し運転する自動車の改造を希望する方。又は重度身体障がい者の介護のために自動車の改造を希望する方。若しくは身体障がい者で運転免許の取得を希望する方。

(2) 対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 見込み	26 年度 実績
A 助成希望者数	人	11	11	11	15	11
B						
C						

(3) 26 年度に実施した主な活動・手順

所定の申請及び交付決定に基づき、自動車改造又は運転免許取得に係る助成を行う。(改造に要する経費又は免許取得に要する費用の 2/3。ただし、10 万円を限度とする。)

(4) 活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 目標値	26 年度 実績
A 助成者数	人	10	11	9	15	11
B						
C						

(5) 意図（対象をどのように変えるのか）

当該助成により、就労等の社会活動への参加に寄与する。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 目標値	26 年度 実績
A 助成者数	☐ 上げる ☐ 下げる ☒ 維持	人	10	11	9	15	11
B	☐ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持						
C	☐ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 計画	26 年度 実績
事業費	①国	千円	417	486	442	500	588
	②県	千円	208	243	221	250	294
	③地方債	千円	0	0	0	0	
	④一般財源	千円	209	243	221	250	295
	⑤その他()	千円	0	0	0	0	
	A 小計 ①～⑤	千円	834	972	884	1,000	1,177

人件費	⑥延べ業務時間数	時間	40	45	45	45	45
	B 職員人件費 ⑥×4,000円	千円	160	180	180	180	180
計	トータルコスト A+B	千円	994	1,152	1,064	1,180	1,357
備考							

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

自動車改造等を行うことで、障がい者の移動が容易になり、社会参加の促進に繋がっている。

② 市の関与の妥当性

障がい者が自立して社会参加できることを目的とした事業であり、実施は妥当と考える。

③ 対象の妥当性

障がい者又は障がい者の属する世帯に所得制限を設け、審査の上で助成の必要がある者に支給決定を行っているため、対象は妥当である。

④ 廃止・休止の影響

障がい者の移動手段の確保に活用されており、廃止・休止されてしまうと、障がい者の社会参加の機会が減る恐れがある。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

予算内で当該助成制度が有効に活用されていることから、これ以上の検討の余地はない。

(3) 公平性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

助成費用や再助成の可否等は、要綱で定められたとおり審査のうえ決定していることから、公平・公正である。

(4) 効率性評価

改造費用に対する助成については、成果を下げずに事業費を削減する余地はない。また、予算の範囲内で行う助成件数は概ね決まっており、そのことに伴う事務は定型で行われていることから、人件費等についてもこれ以上の削減は難しい。

4 事務事業の改革案 (Plan)

(1) 概要（新しい総合計画体系における位置付け）

総合計画 体系（新）	施策（方針）	障がい者福祉の充実	コード	5
	小施策（推進項目）	障がい者福祉サービスの充実	コード	5-2

(2) 改革改善の方向性

担当者の自動車改造に関する知識を増やし、申請者に対して有効な助言をすることにより、障がい者のさらなる社会参加に寄与する。

(3) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

自動車改造という専門的な知識を求められるので、担当者間で知識の共有を図っていく。

5 課長意見

(1) 今後の方向性

- ☒ 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- ☐ 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- ☐ 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

障がい者が自立して地域で生活を送ることができるよう、移動手段の確保を支援するための事業であり、障がい者の社会参加促進ためにも必要な事業である。